

茨城労働局発表
令和7年11月26日(水)

【照会先】

茨城労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 土井 昌利
主任地方産業安全専門官 杉山 満
(直通電話) 029-224-6215

年末年始労働災害防止強化運動を実施します！ ～職場の安全と健康を確保し、労使が一体となった安全衛生活動の徹底～

茨城労働局（局長 佐藤 悦子）は、年末年始に、急な仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等普段と異なる作業が多くなり、積雪や凍結等に伴う労働災害の発生するリスクが高まることから、12月から1月まで「年末年始労働災害防止強化運動」を展開します。

茨城労働局では、期間中に、労働局幹部及び労働基準監督署長等による安全パトロールを実施して、一層の労働災害防止を呼び掛けること等の取組を行います。

○ 取組期間 令和7年12月1日(月)から令和8年1月31日(土)まで

○ 実施事項

1 関係団体等に対し、傘下事業場への本運動要綱の取組要請

- (1) 経営トップによる「労働災害発生ゼロ」の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施による職場の安全衛生活動の総点検等

2 労働局幹部及び労働基準監督署長等による安全パトロール

茨城労働局では、江口労働基準部長が、12月1日(月)9時30分から、株式会社日立ビルシステム水戸事業所（ひたちなか市）で安全パトロールを実施いたします。詳細は、裏面のとおり。

3 労働基準監督署による県下一斉の建設現場監督指導

建設工事現場への監督指導（12月1日(月)から12月12日(金)まで）

別添

- 資料 No. 2－1 令和7年度年末年始労働災害防止強化運動実施要綱
- 資料 No. 2－2 資料 No. 2－1 のリーフレット
- 資料 No. 2－3 茨城県内の労働災害発生状況（令和7年10月末速報値）
- 資料 No. 2－4 令和7年死亡災害事例（茨城県内の10月末現在速報値）

茨城労働局江口労働基準部長による安全パトロールの実施概要等

1 日時

令和7年12月1日（月）午前9時30分から午前11時30分まで（予定）

2 実施先

- （1）事業場名称 株式会社日立ビルシステム水戸事業所
- （2）所在地 茨城県ひたちなか市市毛 1070 番地

3 日程等の詳細

- （1）午前9時30分～ 入場（国道門）
- （2）午前9時40分～ 挨拶、名刺交換等
- （3）午前9時45分～ 事業場概要説明、安全活動説明
- （4）午前10時5分～ 生産職場安全パトロール
- （5）午前11時～ 茨城労働局労働基準部長の訓示・講評
- （6）午前11時15分～ マスコミ対応
- （7）午前11時30分 出場（国道門）

* 上記日程の（3）～（5）については、撮影することができますが、生産職場では、一部撮影できない場所もあるため、関係者指示に従ってください。なお、取材対応は、上記（6）に行います。

4 取材の申込方法等

- （1）安全パトロールの同行取材を希望する場合は、11月28日（金）までに茨城労働局の担当（健康安全課の杉山、小室、土井）へ御連絡下さい。
- （2）パトロール当日は、「日製水戸工場前」交差点から株式会社日立ビルシステム水戸事業所守衛所までお越しください。
- （3）安全パトロールは、工場内であるため、動きやすい服装、歩きやすい靴によりお越しください。また、ヘルメットをお持ちであればご持参ください（お持ちでない場合、事業場で御用意いたしますが、数に限りがあります）。
- （4）危険のある場所へは、立ち入ることはできません。関係者指示に従ってください。
- （5）カメラは、落下防止用のストラップ等が取り付けられているもののみ持ち込みすることができます。
- （6）生産棟内では、生産設備等への巻き込まれ防止のため、スカートや裾の長いコートなどの着用は御遠慮ください。
- （7）車でお越しの方は、事業場の駐車場を利用することができます。

令和7年度 年末年始労働災害防止強化運動実施要綱

厚生労働省 茨城労働局

1 趣 旨

茨城県内における令和7年10月末現在における労働災害による休業4日以上
の死傷者数は、新型コロナウイルス感染症によるり患者を除き2,338人で
あり、前年同期より99人減少し、転倒災害及び飛来・落下災害の増加が顕著
である。

また、同様に労働災害による死亡者数は、15人であり、前年同期より6人
減少しているが、今なお、多くの尊い命が失われている。業種別では、建設業
及び商業で各々3人、製造業、運輸交通業及び畜産水産業で各々2人、この5
業種で全体の8割を占めている。事故の型別では、「墜落・転落」、「はさまれ・
巻き込まれ」及び「交通事故」が多発している。

さらに、年末年始は、急な仕事や一斉清掃、設備の点検・整備、再稼働等普
段と異なる作業が多くなり、積雪や凍結等に伴う労働災害の発生するリスク
が高まる。

そのような状況を踏まえて、茨城労働局では、「年末年始労働災害防止強化
運動（以下「強化運動」という。）」を広く展開し、労使双方が力を合わせて無
事に一年を無災害で締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えられるよう、
集中的な取組を実施する。

2 実施期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月31日（土）までとする。

3 実施者

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署
- (2) 各事業場

4 実施事項

- (1) 茨城労働局及び各労働基準監督署の実施事項
 - ① 経営者団体・災害防止関係団体等に対する強化運動の取組への要請
 - ② 労働局幹部及び労働基準監督署長等による安全パトロールの実施
 - ③ 建設工事現場に対する集中的な監督指導の実施
 - ④ ホームページ等を通じた強化運動の周知啓発
- (2) 事業場における主な実施事項

- ① 経営トップによる年末年始の労働災害防止に関する決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査及び作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした 5 S の徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- ⑦ KY（危険予知）活動を活用した非定常作業の労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ⑨ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑩ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑪ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑫ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑬ 働くすべての人が過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑭ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑮ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑯ 職場のハラスメント防止につながる取組の推進
- ⑰ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑱ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

（３）重点業種別の対策

① 製造業

製造業では、はさまれ・巻き込まれ災害、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害、墜落・転落災害が多発しているため、以下に留意する。

ア 機械設備の回転部分等に安全カバーを取付け、点検・清掃を行う場合、必ず機械を停止させる。また、機械設備には、非常停止装置が設置されていることを確認する。

イ 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。食品工場等水を取扱う職場は、靴底材に耐滑性があり、滑りにくい作業靴を使用する。

ウ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育や腰痛予防体操を実施する。

エ 高所に物の置き場所がある場合、手すりを取付ける。また、高所で作業する場合、墜落制止用器具を使用する。

オ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策を徹底する。

② 建設業

建設業では、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多発しているため、以下に留意する。

- ア 本足場を設置してから作業する。荷の搬入などにより一時的に手すりを取外した場合、必ず関係者に伝え、後回しとせず、直ちに復旧する。
なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、足場の点検者の指名、足場の組立て等の後の点検者の記録・保存が必要である。
- イ 手すりを取外した場合や身を乗り出す作業は、フルハーネス型の墜落制止用器具を着用し、墜落による危険を防止する。
- ウ はしごや脚立を使用する場合、使用方法を遵守し、安全に作業する。
- エ 建設機械との接触を防止するため、立入禁止措置又は誘導員を配置する。
- オ 土砂崩壊を防止するため、土止め支保工を設置する。

③ 陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業では、荷役作業時のトラックの荷台等からの墜落・転落災害が多発しているため、荷主の理解と協力を得つつ、以下に留意する。
なお、令和5年10月から労働安全衛生規則の改正により、最大積載量2トン以上の貨物自動車の昇降設備、保護帽の着用、令和6年2月からテールゲートリフターの特別教育を義務付けている。

- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、ヘルメット（墜落防止用保護帽）の着用を徹底する。
- イ 荷の積卸し場所等には、荷主と協議し、プラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置を推進する。
- ウ ロールボックスパレット及びテールゲートリフターの使用時における安全対策を徹底する。
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策を徹底する。
- オ トラックの逸走防止措置、トラック後退時の後方確認、危険区域への立入制限等を実施する。

④ 第三次産業

小売業、社会福祉施設及び飲食店では、転倒災害、無理な動作による腰痛が多発しているため、以下に留意する。

- ア 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、感染症対策を含めて徹底する。
- イ 作業面や通路の凹凸を補修し、転倒災害の発生するリスクを低減する。

- ウ 安全衛生推進者を選任し、安全衛生教育や安全衛生活動を実施する。
- エ 4 S（整理、整頓、清掃、清潔）活動を推進し、作業に必要なスペースや安全な通路を確保する。
- オ 正しい荷物の持ち方等腰痛予防教育や腰痛予防体操を実施する。

年末年始労働災害防止強化運動

年末年始労働災害強化運動について

- 年末年始は慌ただしい中での作業のため、労働災害のリスクが増加します。
- 労使双方が力を合わせて無事に一年を締めくくり、誰もが安全で健康な新年を迎えることができるよう
今年12月1日から翌年1月31日までを年末年始労働災害防止強化運動期間としています。

年末年始の実施事項（チェックをお願いします。）

1 年末年始の労働災害防止に関する労使の意識づけ



事業主から年末年始の労働災害防止に関する決意表明をしましょう

2 年末の安全対策

（１）安全衛生パトロール / 機械設備等の一斉点検をしましょう



普段確認ができないところをチェックしましょう
機械の点検は安全を確認（機械停止）の上、実施しましょう

（２）4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動をしましょう



大掃除の際に4Sを周知・徹底しましょう
(整理・整頓・清掃・清潔)

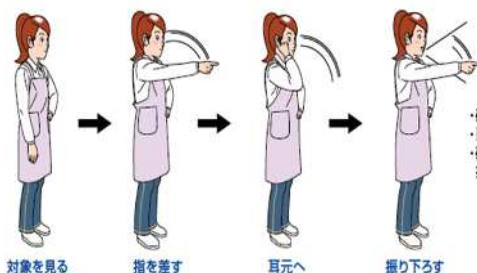
（３）年始の作業の危険予知活動をしましょう



年始の作業について、**危険な作業を把握しましょう**
(特に通常作業ではない業務には注意が必要です)

3 年始の安全対策

年始で開始する作業について、指差呼称等の安全確認を行いましょう。



年末に把握した危険な作業について、**指先呼称をし、安全に作業を開始しましょう**

事故の型別（件数）



特に

墜落・転落

転倒

はさまれ・巻き込まれ

の災害が多くなっています。



STOP！ 墜落・転落

墜落・転落のおそれのある場所には

作業床 ・ **手すり** ・ **中さん** を必ず設けましょう！

（安全作業ができる床）（高さ85 cm以上の位置）（高さ30～50 cmの位置）

墜落・転落のおそれのある場所に作業床・手すり・中さんを設けることができない場合は、

墜落制止用器具を使用しましょう。



STOP！ 転倒

ぬ

ぬれた場所



ぬれた床で滑る

か

かいだん（段差のあるもの）



階段を踏み外す



段差につまづく

づけ

をかたづける（4S）

を意識し、徹底しましょう。

整理

整頓

清掃

清潔



STOP！ はさまれ・巻き込まれ

稼働中の機械について、労働者に危険を及ぼすおそれのある場所には

囲い（覆い）を必ず設けましょう！

機械の調整（修理・点検）を行う場合は、必ず

と

（まずは）
機械を**とめる**こと

か

（やむを得ず機械を動かす必要がある場合）
回転部分を**かこ**い、回転部分に触れないこと

げ

（例外的に稼働中の回転部分を調整をする場合）
機械を減速（**げんそく**）させ、
回転部分に巻き込まれないようにすること

を徹底しましょう。

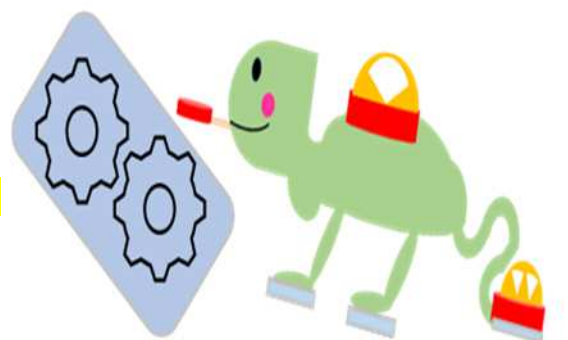


表1 茨城県内の労働災害発生状況(令和7年)

(令和7年10月末速報値)

業 種 別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R6年 1月～10月	R7年 1月～10月	R6年 1月～10月	R7年 1月～10月	死傷(%)	死亡(%)
計	2,437	2,338	21	15	-99 (-4.1)	-6 (-28.6)
製造業	630	628	4	2	-2 (-0.3)	-2 (-50.0)
食料品	192	194	0	0	2 (1.0)	0 (0.0)
化学	92	79	1	0	-13 (-14.1)	-1 (-100.0)
金属製品	71	92	0	0	21 (29.6)	0 (0.0)
建設業	205	215	5	3	10 (4.9)	-2 (-40.0)
土木	39	58	2	1	19 (48.7)	-1 (-50.0)
建築	109	93	1	0	-16 (-14.7)	-1 (-100.0)
その他	57	64	2	2	7 (12.3)	0 (0.0)
運輸交通業	335	296	4	2	-39 (-11.6)	-2 (-50.0)
道路貨物運送業	310	272	3	2	-38 (-12.3)	-1 (-33.3)
貨物取扱業	46	25	0	0	-21 (-45.7)	0 (0.0)
陸上貨物取扱業	43	24	0	0	-19 (-44.2)	0 (0.0)
農林業	43	53	2	0	10 (23.3)	-2 (-100.0)
畜産水産業	108	99	0	2	-9 (-8.3)	2 (-)
商業	353	353	2	3	0 (0.0)	1 (50.0)
小売業	262	242	1	2	-20 (-7.6)	1 (100.0)
保健衛生業	230	245	1	1	15 (6.5)	0 (0.0)
社会福祉施設	186	183	0	0	-3 (-1.6)	0 (0.0)
その他	487	424	3	2	-63 (-12.9)	-1 (-33.3)

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

表2 全国の労働災害発生状況(令和7年)

(令和7年9月末速報値)

業 種 別	死傷者数(休業4日以上)		死亡者数		増減	
	R6年 1月～9月	R7年 1月～9月	R6年 1月～9月	R7年 1月～9月	死傷(%)	死亡(%)
計	88,421	87,407	508	475	-1,014 (-1.1)	-33 (-6.5)
製造業	17,747	17,463	98	79	-284 (-1.6)	-19 (-19.4)
建設業	9,176	8,794	164	156	-382 (-4.2)	-8 (-4.9)
交通運輸事業	2,021	2,157	6	9	136 (6.7)	3 (50.0)
陸上貨物運送事業	10,993	10,423	73	53	-570 (-5.2)	-20 (-27.4)
港湾運送業	232	208	1	7	-24 (-10.3)	6 (600.0)
林業	805	737	20	19	-68 (-8.4)	-1 (-5.0)
農業・畜産・水産業	1,975	2,002	18	28	27 (1.4)	10 (55.6)
商業	14,213	14,745	37	36	532 (3.7)	-1 (-2.7)
小売業	10,711	10,469	23	26	-242 (-2.3)	3 (13.0)
保健衛生業	11,465	11,763	8	12	298 (2.6)	4 (50.0)
社会福祉施設	8,602	8,343	5	8	-259 (-3.0)	3 (60.0)
その他	19,794	19,115	83	76	-679 (-3.4)	-7 (-8.4)

※ 新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く

令和7年 死亡災害事例

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.1 1月 5～6時	運転者 60歳代 1年	一般貨物 自動車運送業	交通事故	被災者は、荷物を積載したトラックを運転中、道路に隣接した民家の塀に衝突し、死亡した。
			トラック	
No.2 1月 5～6時	運転者 70歳代 10年	新聞販売業	交通事故	被災者は、新聞配達のため、バイクを運転中、交差点を直進したときに、対向車線の右折車と衝突して、死亡した。
			乗用車・バス・バイク	
No.3 2月 15～16時	清掃員 60歳代 7年	その他の電気 機械器具 製造業	墜落・転落	被災者は、清掃中、階段（10段程度）から転落し、死亡した。
			階段・栈橋	
No.4 3月 6～7時	調教助手 60歳代 46年	畜産業	激突され	被災者は、馬場内で競走馬に乗って調教中、馬が急減速したため、顔面部が馬に接触して落馬し、死亡した。
			その他の環境等	
No.5 3月 11～12時	作業員・技能者 50歳代 3年	畜産業	はさまれ・巻き込まれ	被災者は、畜産場へ出張して作業中、運転してきたトラックを停車させていたが、突然、後退し、そのトラックと建物との間にはさまれ、死亡した。
			トラック	
No.6 4月 9～10時	作業員・技能者 20歳代 2年	自動車小売業	高温・低温の物との接触	被災者は、一斗缶に刈り取った草を入れて火を点けたが、火力が弱かったため、ラッカーシンナー（第2種有機溶剤）を火元に注いだところ、激しく燃え上がり、その弾みで被災者の作業服に燃え移り、熱傷性ショックにより死亡した。
			引火性の物	
No.7 4月 5～6時	運転者 50歳代 2年	一般貨物 自動車運送業	交通事故	高速道路の合流地点において、側道から合流しようとした軽自動車とトレーラーとが衝突した。トレーラーが、その弾みで、さらに前方を走行していたタンクローリーに衝突し、トレーラーの運転手が死亡、タンクローリーの運転手が負傷した。
			乗用車・バス・バイク	
No.8 7月 10～11時	作業員・技能者 40歳代 1年	その他の木材・木製品製造業	高温・低温の物との接触	被災者は、工場内で、木材を柔らかくするための煮沸槽の端部で作業中、煮沸槽内に墜落し、熱湯（約60度）により全身を熱傷し、その後、死亡した。
			高温・低温環境	

NO. 発生月 時間帯	職 種 年齢 経験年数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
No.9 7月 12～13時	作業員・ 技能者 50歳代 10年	ゴルフ場	はさまれ・ 巻き込まれ その他の 一般動力 機械	被災者は、トラクター後部に芝刈り用アタッチメントを付けた芝刈り機に乗車、運転し、傾斜地（傾斜角度 25 度）を芝刈り中、芝刈り機が転倒し、その下敷きとなり死亡した。
No.10 8月 16～17時	作業員・ 技能者 40歳代 14年	産業廃棄物 処理業	崩壊・倒壊 建築物・ 構築物	事業場の資材置き場で、事業者が重機を運転し、長さ約 3 m の H 鋼を地面に立て、被災者が、それを手で支えていたところ、H 鋼が倒れ、その下敷きとなり死亡した。
No.11 8月 14～15時	とび工 60歳代 8年	その他の建設 業—その他	墜落・転落 足場	被災者は、民家の雨樋の修理を終え、足場の解体中、高さ約 2.8m の足場から墜落し、死亡した。
No.12 8月 8～9時	ダクト工 20歳代 10か月	機械器具設置 工事業	墜落・転落 屋根・はり・ もや・けた・ 合掌	被災者は、工場の集じん機の排気ダクトの撤去工事で、屋根上を歩いていたところ、ガラス窓を踏み抜き、約 9 m の高さから墜落し、死亡した。
No.13 9月 12～13時	トンネル 作業員 40歳代 6年	トンネル建設 工事業	はさまれ・ 巻き込まれ 掘削用機械	被災者は、トンネル内で、後退してきたドラグ・ショベルに左足をひかれ、死亡した。
No.14 10月 11～12時	作業員・ 技能者 30歳代 18か月	その他の 卸売業	転倒 トラック	被災者は、フォークリフトを運転してトラックに積み込み中、突然、トラックが走行したため、その弾みでフォークリフトが横転し、その下敷きとなって死亡した。
No.15 3月 8～9時	医師 90歳代 65年	病院	墜落・転落 階段・桟橋	被災者は、健康診断で出張中、階段の 3 段目から転落して、頭部を負傷し、約半年後に死亡した。

※ 死亡災害事例は速報であり、今後変更することもあります。